

事務連絡  
令和5年6月21日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課地域交通室長

貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の  
貸渡し（レンタカー）の貸渡料金の届出について

レンタカーの貸渡料金の届出については、道路運送法施行規則第52条第2項及び通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取り扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号。以下「基本通達」という。）において、許可申請時及び貸渡料金の変更時に届け出ることとしているところであるが、今般、貸渡料金の届出について下記のとおり取り扱うこととしたため、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 貸渡料金は、貸渡自動車の車種（クラス）及び貸渡期間（時間）ごとに基本料金（当該車種（クラス）・貸渡期間（時間）の組み合わせに応じて通常適用される貸渡料金をいう。以下同じ。）を確定額で届け出ることとする。
2. 基本料金を下回る料金（割引料金）での貸し出しを行う場合、各事業者の自助努力による割引であり別途の届出は要しないが、基本料金を超える料金（割増料金）を収受する場合は、割増料金について別途の届出を要する。
3. 割増料金については、確定額のほか上限額を届け出ることとする<sup>(※)</sup>。
4. 貸渡料金は、基本通達2.（8）に基づき、利用時点における貸渡料金について確定額をもって借受人に明示しなければならない。

※上限額の届出については、実際に貸渡料金の上限額として想定している額を超えた額を届け出るなど、貸渡しの実態を踏まえて貸渡料金の届出が実質的に履践されていないと認められる場合、届出額の変更を促すなど適切に指導されたい。

(届出の例)

①基本料金及び上限額の届出

(例) 乗用車Cクラス 1日

基本料金：8,000円 上限額：12,000円

通常期は基本料金、繁忙期、休日などは上限額の範囲内で設定

閑散期は、基本料金を下回る金額で設定

②基本料金及び上限額（比率で表す場合）の届出

(例) 乗用車Sクラス 1日

基本料金：12,000円 上限額：基本料金の150%

①に同じ